

定常観測データの取得について

1. 目的

研究船の運航時に、研究の基盤となりかつ大きなコストをかけずに取得できるデータについては、研究課題の有無にかかわらず、取得いたします。それにより、多くのデータが蓄積され、有効な情報として研究に利用されることが期待されます。このため、前述のようなデータ（以下、「定常観測データ」という）は、海洋研究開発機構（以下、「機構」という）が船舶を運航する際は原則取得し、品質管理をした上でデータの提供を行うこととします。

2. 定常観測データとは

定常観測データは、船体に固定されている観測機器を用い、研究者及び観測技術員の労力をあまり必要とせずどの航海でも取得できるデータとします。具体的には以下のものを指します。これらの項目については今後見直されることもありますこと、ご承知おきください。

(1) 「白鳳丸」

- 航海データ：日時、緯度・経度、船速、風向・風速、気圧、気温、湿度、表層水温、水深
- 気象データ
 - ・海上気象データ：風向風速計、気圧計、気温計、相対湿度計、雨量計、放射計、水温計
- 地球物理データ：マルチビーム音響測深装置、船上重力計
- 流向流速データ：ADCP

(2) 「新青丸」

- 航海データ：日時、緯度・経度、船速、風向・風速、気圧、気温、湿度、表層水温、水深
- 気象データ
 - ・海上気象データ：風向風速計、気圧計、気温計、相対湿度計、雨量計、短波放射計、長波放射計、水温計、光合成有効放射計
- 表層海水データ：表層海水連続分析装置（水温、塩分）
- 地球物理データ：マルチビーム音響測深装置（浅海型、深海型）、船上三成分磁力計、船上重力計
- 流向流速データ：ADCP

(3) 「みらい」

- 航海データ：日時、緯度・経度、船速、風向・風速、気圧、気温、湿度、表層水温、水深
- 気象データ
 - ・海上気象データ：風向風速計、気圧計、気温計・相対湿度計、光学式雨量計、静電容量式雨量計、短波放射計、長波放射計、波高計、水温計
 - ・海上光合成有効放射データ：光合成有効放射計
 - ・雲底高度データ：雲底高度計（シーロメーター）
- 表層海水データ：表層海水連続分析装置（水温、塩分）
- 地球物理データ：マルチビーム音響測深装置、船上三成分磁力計、船上重力計
- 流向流速データ：ADCP

(4) 「よこすか」

- 航海データ：日時、緯度・経度、船速、風向・風速、表層水温、水深
- 地球物理データ：マルチビーム音響測深装置、船上三成分磁力計
- 流向流速データ：ADCP
- ※船上重力計は調整中

(5) 「かいめい」

- 航海データ：日時、緯度・経度、船速、風向・風速、気圧、気温、湿度、表層水温、水深
- 気象データ
 - ・海上気象データ：風向風速計、気圧計、気温計・相対湿度計、光学式雨量計、

- ・ 静電容量式雨量計、短波放射計、長波放射計、波高計、水温計、放射水温計
- ・ 海上光合成有効放射データ：光合成有効放射計
- ・ 雲底高度データ：雲底高度計（シーロメーター）
- ・ GPS 水蒸気量データ：GPS 水蒸気量観測装置
- 表層海水データ：表層海水連続モニタリングシステム（水温、塩分）
- 地球物理データ：マルチビーム音響測深装置（浅海型、深海型）、船上三成分磁力計、船上重力計
- 流向流速データ：ADCP（浅海型、深海型）

3. 定常観測データの取得

- (1) 定常観測データは、原則として船舶の航行中、常時取得とします。また定常観測データは、レグまたは航海単位の取得とします。ただし、「みらい」及び「かいめい」の表層海水連続分析装置については、観測技術員が乗船する場合のみデータを取得します。
- (2) 現場でのデータ取得は各船の運航会社または観測支援委託会社が行います。
- (3) **定常観測データ項目であっても、研究上高品質のデータが必要であったり、通常の労力を越えた観測方法が必要であったりする場合は、課題提案書にそれを目的とした観測を明記してください。**
- (4) 定常観測データの取得が安全・安定的な運航や研究航海の実施に支障をきたす場合は、観測を行いません。
- (5) 他国の排他的経済水域（EEZ）、領海内、群島水域でのデータ取得については、首席研究者/主席研究員の指示に従ってください。
- (6) 定常観測データの取得にあたっては、磁力測定の前補正データを取得するための8の字航走などに、最小限必要な運航時間を使用する場合があります。

※ 特に必要なデータ：各船にて東北・北海道・北極方面への回航等、航走経路に要件が無い場合は、**津軽海峡及び付近のADCP観測にご協力ください。**（HFレーダーと比較のため：研究航海検討委員会にて定常観測データに含めることとなった。）

4. 定常観測データの提供

- (1) 「定常観測データ」についても他のデータと同様に所定の取扱いに則るものの、原則として公開猶予期間を設定しません。機構は品質管理が終了次第、「定常観測データ」の処理済みデータ（以下、「処理済みデータ」という）を機構のウェブサイトで公開します。ただし、(3)に従って首席研究者/主席研究員が公開猶予期間を設定し、事務局に連絡した場合を除きます。
- (2) 生データの利用を希望する研究者（一般利用者）に対しては、申請ベースで個別に提供を行います。その際、当該データが(3)に従って設定された公開猶予期間中である場合を除き、当該データの利用に首席研究者/主席研究員等の許可は必要とせず、機構が提供の可否を判断します（基本的には提供可とします）。
- (3) **首席研究者/主席研究員は、課題代表研究者/研究代表者や課題採択研究者/研究分担者と事前調整を行い、採択課題内容に応じて「定常観測データ」について最長で所定の取り決めに定める公開時期までの公開猶予期間を設定することができます。この場合、機構は公開猶予期間終了後に処理済みデータをウェブサイトから公開します。ただし、非乗船課題については公開猶予期間を設定できません。**

以上